

蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 児童福祉施設入所児童等の適用除外

・改正の内容

児童福祉施設入所児童等であって扶養義務者のないものについては、被保険者資格の適用除外となるため、国民健康保険法施行規則の規定により当該児童等を国民健康保険の被保険者とししないものとして定めるもの

第 4 条

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

・施行期日 公布の日

2. 出産育児一時金の見直しについて

・改正の内容

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の掛け金の見直しと合わせ、出産育児一時金の金額を見直すもの

	出産育児一時金	産科医療補償制度 の掛金	合計
改正前	404,000 円	16,000 円	420,000 円
改正後	408,000 円	12,000 円	420,000 円

・施行期日 令和 4 年 1 月 1 日